

「横浜市ひとり親家庭支援事業における
エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（EBPM）に基づいた
課題整理及び成果連動型委託契約（PFS）の導入可能性調査業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜市ひとり親家庭支援事業におけるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（EBPM）に基づいた課題整理及び成果連動型民間委託（PFS）の導入可能性調査業務委託」における、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第4号に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（審議事項）

第2条 要綱第9条第1項第4号に基づくこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「委員会」という）の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法及び評価基準の決定
 - ウ 提出要請内容の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価が適正に行われたことの確認
 - イ プロポーザルの評価結果による受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、提案書作成要領にて定める。

- (1) 業務の実施体制（様式4）
- (2) 業務の実施方針（様式5）
- (3) 業務の実施計画（様式6）

（評価）

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - ア 業務執行体制の妥当性
 - イ EBPMに関する関連能力や実績

ウ P F Sに関する関連能力や実績

(2) 提案内容の妥当性及び実現性

ア 業務の実施方針

(ア) ひとり親世帯の現状と課題

(イ) ひとり親世帯への行政の支援における現状と課題

イ 業務の実施計画

- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、「提案内容の妥当性及び実現性」が最も優れた提案者とする。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者にすみやかに通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 当該事業のプロポーザルの評価にあたっては、「横浜市ひとり親家庭支援事業におけるエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（E B P M）に基づいた課題整理及び成果連動型委託契約（P F S）の導入可能性調査業務評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会は次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 こども青少年局総務課長
 - 副委員長 こども青少年局企画調整課長
 - 委員 政策局政策課担当課長、政策局共創推進課長、こども青少年局こども家庭課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。